

様式第1号

県外校（外国人学校）

記入日

年

月

日

※ 当年7月1日以降の日付

群馬県知事あて

群馬県私立高等学校等

奨学のための給付金

受給申請書

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第3条に規定する給付対象世帯に該当するため、同要綱第8条の規定により、必要な書類を添えて、以下のとおり申請します。

〇誓約

申請にあたり、以下の内容を確認の上、□にチェック（レ印）を記入してください。

・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

・当申請書の内容について事実と異なる記載があった場合は、県の求めに従い給付金を返還します。

・記載した対象生徒に対する奨学のための給付金の今年度の申請は本申請のみであり、他の都道府県への申請を行っておらず、また、行わないことを誓約します。（ただし、災害等に起因する給付額 加算申請のみ行う場合を除く。）

・対象となる高校生は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

・当申請書の内容について、県が必要に応じ給付金の受給の有無や所得状況、生活保護の受給状況などについて関係する都道府県や市町村等に照会し、情報提供を受けることに同意します。

・申請区分を【非課税世帯】で申請する場合、生活保護（生業扶助）を受給していないことを誓約します。

・私と対象となる高校生等は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

□ 上記のすべての事項について誓約します。

〇申請者について（注：原則、高校生等の健康保険法等における扶養者を記入してください。）

申請者住所等	〒 群馬県	ふりがな	
	電話（ ）	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ）		

〇対象となる高校生等について（注：対象となる高校生等が複数人いる場合には、それぞれの対象者ごとに申請してください。）

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒氏名								
在学する 私立学校	学校名・学年	(年)						
	学校種類、課程等 (該当にチェック・レ印)	通信制以外	☐ 高等学校(全日制・定時制) ☐ 専修学校高等課程(昼間学科・夜間等学科) ☐ 中等教育学校(後期課程) ☐ 専修学校一般課程(昼間学科・夜間等学科) ☐ 高等専門学校(1～3学年) ☐ 各種学校(外国人学校・その他) ☐ 特定教育施設					
		通信制	☐ 高等学校(通信制) ☐ 専修学校高等課程(通信制学科) ☐ 専修学校一般課程(通信制学科) ☐ 専修学校高等課程(通信制学科)					
	学校所在地	都道府県			市区町村			
	在学期間	年 月 日 ～ 現在						
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし (回) 不明	
	学校名	立	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし (回) 不明	
申請区分	☐ 生活保護(生業扶助)受給世帯 ☐ 非課税世帯							

〇学校証明欄（注：以下の項目をすべて証明するものであれば、学校独自の証明書の添付でもかまいません。）

次の各項目について相違ないことを証明します。

① 本校が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に定める学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号。）附則第2項中に規定する各種学校を含む。）であること

② 上記生徒が記載の課程に在学しており、当年7月1日現在休学中でないこと

③ 上記生徒が当年7月1日現在高等学校等就学支援金、学び直しのための支援金又は高校生等・新修学支援の受給権を有していること

④ 上記生徒が記載の在学期間のとおりであること

年 月 日

学校所在地

学校名

校長名

連絡先電話番号

印

○高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。	
①	☐ 日本国
②	☐ 日本国以外

上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。			
③	☐ 特別永住者		
④	☐ 永住者		
⑤	☐ 日本人の配偶者等	在留期間（満了日）	(西歴) 年 月 日
⑥	☐ 永住者の配偶者等		
⑦	☐ 定住者		
⑧	☐ 家族滞在		
⑨	☐ 上記以外の在留資格（留学等）		

○高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。	
①	☐ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	☐ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。
③	☐ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。
④	☐ 高校生等が令和8年3月31日以前から引き続き在学しているため、①～④のいずれの書類も添付しません。

○保護者等の収入の状況について（申請区分及び必要となる資料）

該当の箇所いずれかにチェックしてください。

(1) 生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 非課税（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円）世帯

以下の者の所得課税証明書を提出します。

・課税証明書を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名（保護者等A）	続柄	氏名（保護者等B）	続柄
☐ ①親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満であり、親権者（両親）が2人存在する場合）			
☐ ②親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長等の場合を除く） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等			
☐ ③未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く			
☐ ④生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合			
☐ ⑤主たる生計維持者 1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合等			
☐ ⑥生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等			

次の理由により、所得課税証明書を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であって、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

○振込口座について（原則申請者口座。申請者以外の口座を指定する場合、委任状が必要）

振込口座情報（本支店名・口座番号・口座名義人（カナ））

が確認できるもののコピーを貼付

例：通帳表紙の裏ページ見開き部分、キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等

金融機関名	銀行・農協・労働金庫 信用金庫・信用組合	口座名義	フリガナ
本支店名	本・支店（出張所）		
預金種別	普通・当座・貯蓄		
口座番号(7桁)			

※ 学校設置者による代理受領を希望する場合に限り、以下にチェックし、委任状を提出してください。

☐ 学校設置者による代理受領を希望します（委任状を提出します。）。※振込口座の記載は不要

「○対象となる高校生等について」の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

「○保護者等の収入等の状況について」の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～④は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ④その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）⑤及び⑥並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- （注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、群馬県へ相談してください。
- ニ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ （2）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

印

○高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

県外校（外国人学校）

次のいずれかの該当

該当する項目にチェック（レ印）してください。

(1) 高校生等本人の国籍及び在留資格	
① ☒ 日本国	
② ☐ 日本国以外	

上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。

該当する項目にチェック（レ印）してください。

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格						
③ ☐ 特別永住者						
④ ☐ 永住者	必要事項を記入してください。					
⑤ ☐ 日本人の配偶者等	<table><tr><td>在留期間（満了日）</td><td>（西歴）</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	在留期間（満了日）	（西歴）	年	月	日
在留期間（満了日）		（西歴）	年	月	日	
⑥ ☐ 永住者の配偶者等						
⑦ ☐ 定住者						
⑧ ☐ 家族滞在						
⑨ ☐ 上記以外の在留資格（留学等）						

○高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

① ☒	「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 ※国籍が「日本」のものは、住民票の写し（コピー）を添付してください。	該当する項目にチェック（レ印）してください。	記載されたもの。
② ☐	「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。		
③ ☐	「在留カードの写し（コピー）」を添付します。		
④ ☐	高校生等が令和8年3月31日以前から引き続き在学しているため、①～④のいずれの書類も添付しません。		

○保護者等の収入の状況について（申請区分及び必要となる資料）

該当の箇所いずれかにチェックしてください。

(1) 生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 非課税（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円）世帯

以下の者の所得課税証明書を提出します。

・課税証明書を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名（保護者等A）	続柄	氏名（保護者等B）	続柄
群馬 太郎	父	群馬 桜子	母

☒ ①親権者（両親）2名分

生徒が未成年（18歳未満であり、親権者（両親）が2人存在する場合）

☐ ②親権者1名分

・離婚、死別、当該する項目にチェック（し印）してください。
・親権者が存在しない場合 ※ 記載例は、親権者2名の場合です。

☐ ③未成年後見人1名分

・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、主たる）
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く

☐ ④生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

☐ ⑤主たる生計維持者 1名分

・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合等

☐ ⑥生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

次の理由により、所得課税証明書を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であって、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

○振込口座について（原則申請者口座。申請者以外の口座を指定する場合、

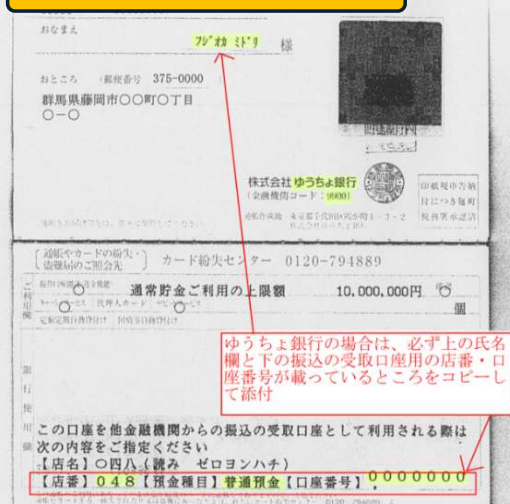
キャッシュカードの写しを提出する場合



銀行の通帳写しを提出する場合



ゆうちょ銀行の通帳写しを提出する場合



金融機関名	フリガナ	口座名義
銀行	グンマ タロウ	群馬 太郎
信用金庫・信用組合		
本支店名		
預金種別		
口座番号(7桁)		

原則、表面の申請者と一致します。

※ 学校設置者以外が申請者である場合は、振込口座について、申請者以外の口座を振込先とする場合は、委任状を作成し、委任状の「受任者」名義の口座を記入してください。委任状を提出してください。振込口座の記載は不要